

# きよし整形外科リハビリクリニック（訪問リハビリテーション）重要項目説明書

<2024年6月1日現在>

## 1. きよし整形外科リハビリクリニック訪問リハビリテーション事業部の概要

### (1) 提供出来るサービスの種類と地域

名称	きよし整形外科リハビリクリニック
事業者番号	2312006543
所在地	愛知県豊橋市花田二番町78
サービスの種類	指定訪問リハビリテーション
サービス提供地域	花田・牟呂・吉田方周辺 ※市内地域はご相談ください

### (2) 訪問リハビリテーションの職員体制

職種	資格	常勤		非常勤		業務内容	計
管理者	医師	2名		—		医療・管理	2名
機能訓練指導員	理学療法士	専従	兼務	専従	兼務	機能訓練	10名
		3名	5名	-	2		

※兼務…病棟・外来リハビリとの兼務

### (3) 営業時間等

月・火・水・金曜日	8:30~17:30
土曜日	8:30~12:30
木・日・祝祭日	定休日（年末年始も含む）

ただし、サービス提供時間は、午前 8時 30分より移動開始、午後 5時 30分には移動終了となる為、そのサービス提供時間は、訪問リハビリテーションを提供する区域によって、移動時間を考慮するものとする。

\*ケースにより午後5時以降の訪問の対応も致します。

## 2. サービス内容

### 【訪問リハビリテーション】

理学療法士や作業療法士がご利用者様の自宅を訪問し、ご利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力の改善、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います

### 【担当者】 きよし整形外科リハビリクリニック 訪問リハビリテーション

氏名	鈴木 雄詞
連絡先	愛知県豊橋市花田二番町78 (代)0532-33-8688

## 【訪問リハビリテーションの内容】

ご利用日及びご利用時間

	月	火	水	木	金	土
ご利用開始時間						
ご利用終了時間						

\* 不定期でご利用される場合、ご利用者様は介護支援専門員とご相談の上、ご利用日及びご利用時間をご依頼下さい。対応が可能な範囲で調整致します。

## 【ご利用場所（ご利用者様居宅）】

住所	豊橋市
電話番号	

なお、本事業の地域特性による豪雨や降雪などによる基幹道路の通行規制で、移動困難な場合は、ご利用中止をお願いすることがございます。

## 【訪問リハビリ設備など】

きよし整形外科リハビリクリニック リハビリテーション科  
機能訓練室

## 3. お支払方法

毎月、20日までに先月分の請求を致しますので14日以内にお支払下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行致します。お支払方法は、病院窓口清算・現金集金のいずれかをお選び頂けます。

介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりのご利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、これを後日、豊橋市の窓口へ提出の上、差額の払い戻しを受けて下さい。

## 4. 利用料金

### 【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】

#### ○訪問リハビリテーション

20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定 307単位/回

1日40分の訪問リハビリテーションを実施した場合 616単位

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額（1割） 約626円

1日60分の訪問リハビリテーションを実施した場合 924単位

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額（1割） 約939円

## ○介護予防訪問リハビリテーション

20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定 298単位/回

1日40分の介護予防訪問リハビリテーションを実施した場合 596単位

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額(1割) 約606円

1日60分の介護予防訪問リハビリテーションを実施した場合 894単位

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額(1割) 約909円

## 【加算料金】

### ○サービス提供体制強化加算

訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、継続年数3年以上の者がいること場合に算定する。

1回20分の訪問リハにつき・・・6単位/回

介護保険適用時の1回当たりの自己負担額 約6円

### ○リハビリテーションマネジメント加算イ・ロ

定期的に関リハビリテーション計画を立案し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。

1ヵ月の訪問リハにつき・・・イ 180単位/月

介護保険適用時の1月当たりの自己負担額 約183円

1ヵ月の訪問リハにつき・・・ロ 213単位/月

介護保険適用時の1月当たりの自己負担額 約216円

※医師が計画書など説明した場合、270単位/月追加

### ○移行支援加算

社会参加が維持できるサービス等に移行するなど、質の高い訪問リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。

1日の訪問リハにつき・・・17単位/日

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額 約17円

### ○短期集中リハビリテーション加算

早期に在宅における日常生活動作の自立性を向上させる為短期集中的なりハビリテーションを実施した場合に算定する。

退院・退所・認定日後 3ヶ月以内 200単位/日

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額 約203円

### ○介護予防短期集中リハビリテーション加算

早期に在宅における日常生活動作の自立性を向上させる為、短期集中的なりハビリテーションを実施した場合に算定

退院・退所・認定日後 3ヶ月以内 200単位/日

介護保険適用時の1日当たりの自己負担額 203円

※1 【交通費のご負担】

サービス提供地域（豊橋・豊川市）の場合、基本的に交通費の負担はありません。

※2 【その他のご負担】

お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。

※3 【医療費控除について】

訪問リハビリサービスの提供を受けた場合、その介護費用については確定申告の医療費控除の対象となります。確定申告の際には領収書が必要となりますので大切に保管して下さい。

領収書の再発行をされる場合は、文書料として1,050円いただきます。

## 5. キャンセル規定

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、当事業所では、キャンセル料を徴収しない方針です。通常はご利用予定日前日まで、あるいは急変等の場合にあっては、遅くともご利用当日のご利用開始予定時刻の1時間前までには、中止の旨のご連絡を頂戴したいと存じます。ただし、訪問先での急なキャンセルの場合は、1日の訪問リハビリテーションでかかる料金を頂くことがございます。また、無断のご利用中止が度重なる場合には、ご利用契約の解除を申し出る場合がございます。

### 【健康上の理由による中止・中断】

当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合には、サービス内容を変更または中断することがございます。その場合、ご家族様に連絡の上、適切に対処致します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等の措置を講じます。

ご利用中に体調が悪くなった場合には、サービス内容を変更または中断することがございます。その場合、ご家族様に連絡の上、適切に対処致します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等の措置を講じます。

### 緊急連絡先（別紙参照）

氏名	病院名	
住所	診療科目	
続柄	医師名	先生
電話番号	電話番号	

- ・ご利用が中断となった場合、実際のサービス利用状況に拘わらず、当該日の予定利用料全額を算定致します。中断扱いの場合、ご利用とカウント致します為、お振替は出来ません。度重なる中断が発生する場合には、ご契約内容の変更等に付きまして、ご相談致します。

### 【その他の理由による中止】

本事業の地域特性による豪雨・降雪等における基幹道路通行規制で、訪問の困難な場合は、ご利用の中止をお願いすることがございます。

## 6. ご相談・ご要望・苦情等の窓口

訪問リハビリテーションに関するご相談・ご要望・苦情等は、下記窓口までお申し出下さい。

---

### きよし整形外科リハビリクリニック相談窓口

電話番号 0532-33-8688  
FAX番号 0532-33-8858  
訪問事業科長 理学療法士 鈴木 雄詞  
(不在時は、リハビリテーション科職員が対応致します)  
受付時間 営業時間と同様

---

---

### ご相談・ご要望・苦情等の窓口

東三河広域連合 0532-26-8470

---

## 7. サービスの終了方法

### (1) ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出下さい。

### (2) 当事業所のご都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。  
その場合は、終了1か月前迄に、文書にて通知致します。

### (3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

- ①ご利用者様が、介護保険施設に入所された場合。
- ②介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ③ご利用者様がお亡くなりになられた場合。

### (4) その他

・当法人が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様、ご家族様等に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。

・ご利用者様のサービス利用料金の支払いが請求した月末までに行なわれず、料金を支払うよう催告した日より2週間以内に支払われない場合、ご利用者様が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはご利用者様の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上に渡ってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合、ご利用者様またはそのご家族様、事業者やサービス従業者または他のご利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合もございます。

## 8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

## 9. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、あらかじめ定められている法人既定により素早く対応させていただきます。

## 10. 情報開示について

利用者またはご家族から、サービス記録の開示をお求めの場合は、その旨をサービス提供者もしくは相談窓口まで、お申し出頂ければ、開示致します。

## 11. 検査、記録について

サービスの内容によっては、検査・記録・計測・写真撮影を行う場合があります。

## 12. 当事業所の概要

施設名	きよし整形外科リハビリクリニック
代表者役職・氏名	院長 鈴木 潔
所在地・電話番号	愛知県豊橋市花田二番町 78
(代表)	0532-33-8688
事業内容	外来診療 訪問リハビリテーション デイケア
標榜科目	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科

上記の内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者 \_\_\_\_\_ 印